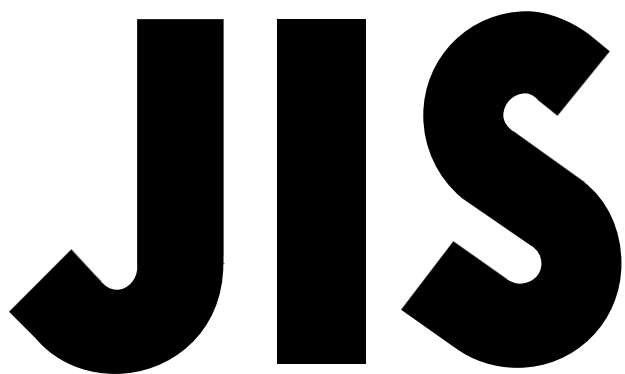




産業用ラック

JIS Z 0620 : 2018

(JSIM/JSA)

平成 30 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	東京大学
(委員)	伊 藤 弘	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
	宇 治 公 隆	首都大学東京（公益社団法人土木学会）
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	鎌 田 実	東京大学
	河 村 真紀子	主婦連合会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	高 田 祥 三	早稲田大学
	高 増 潔	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	長 井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	長 田 三 紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	中 村 一	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	楨 徹 雄	東京都市大学
	三 谷 泰 久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 52.8.1 改正：平成 30.2.20

官 報 公 示：平成 30.2.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本産業機械工業会

（〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-6821）

一般財団法人日本規格協会

（〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 ラック諸元	2
4.1 ラックの構造及び各部の名称	2
4.2 ラックの寸法	8
4.3 仕様決めに考慮する条件	8
5 品質	8
5.1 外観	8
5.2 性能	9
6 構造材	10
6.1 材質	10
6.2 許容応力度	10
6.3 柱脚	13
7 移動ラックの動作システム	13
7.1 機械安全リスクアセスメント	13
7.2 操作	13
7.3 各種機能	13
7.4 走行装置	13
7.5 制御	14
8 試験方法及び強度計算	15
8.1 強度試験	15
8.2 強度計算	15
8.3 表面処理試験	15
9 施工及び試運転検査	16
9.1 施工計画	16
9.2 施工要領書	17
9.3 試運転検査要領書	17
10 安全	17
10.1 注意事項の開示	17
10.2 積層ラックの安全設備	17
10.3 機械安全リスクアセスメント	17
11 表示事項	17
11.1 仕様銘板	17

	ページ
11.2 安全に関する表示	18
附属書 A (規定) 強度試験	19
附属書 B (参考) 危険源, 危険状態及び対策に関する事項	23
解 説	26

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本産業機械工業会（JSIM）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Z 0620:1998** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

産業用ラック

Industrial racks

序文

この規格は、1977年に制定され、その後3回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は1998年に行われたが、その後の産業用ラックの多様化への対応、及び強度など安全性基準の見直しを含め改正した。なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、産業用に供するラックのうち、主にフォークリフトトラックを用いて、パレットに積載された物品を保管する、パレットラック、ドライブインラック、流動ラック、積層ラック、及びパレットラック用電動式移動ラック（以下、これらをラックという。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS A 5540** 建築用ターンバックル
- JIS B 1180** 六角ボルト
- JIS B 1181** 六角ナット
- JIS B 1186** 摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット
- JIS B 1256** 平座金
- JIS B 7502** マイクロメータ
- JIS B 9700** 機械類の安全性－設計のための一般原則－リスクアセスメント及びリスク低減
- JIS B 9703** 機械類の安全性－非常停止－設計原則
- JIS B 9705-1** 機械類の安全性－制御システムの安全関連部－第1部：設計のための一般原則
- JIS B 9713-3** 機械類の安全性－機械類への常設接近手段－第3部：階段、段ばしご及び防護さく（柵）
- JIS B 9960-1** 機械類の安全性－機械の電気装置－第1部：一般要求事項
- JIS B 9960-32** 機械類の安全性－機械の電気装置－第32部：巻上機械に対する要求事項
- JIS B 9961** 機械類の安全性－安全関連の電気・電子・プログラマブル電子制御システムの機能安全
- JIS C 0508-1** 電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全－第1部：一般要求事項
- JIS C 0508-2** 電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全－第2部：電気・電子・プログラマブル電子安全関連系に対する要求事項
- JIS C 0508-3** 電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全－第3部：ソフトウェア要求事項